

京大広報

No. 1

京都大学広報委員会

「京大広報」の発刊にあたって

京都大学総長 奥 田 東

大規模化した大学において、とくに近年のように事態が流動的な場合に痛感されるのは、現在大学において生起している事実の情報の不足であります。それは、いうまでもなく、大学内における各人が適確で迅速な情報を得てそれぞれの場での状況の把握、問題点の認識や判断をすることを期待するからであります。

従来から、本学では「学報」が発行されておりますが、これはきわめて事務的なものであり、情報提供としての機能を十分に果せない憾みがありました。その他は、諸種の会議を通じて情報が各部局に伝達されるにまかせられていたのが実情です。

そこで、このたび大学に広報委員会をつくって「京大広報」を発行することとしました。記事については、各部局に広報責任者を置き、そこから提供される記事を掲載することとなっております。広報活動というのは「言うは易く行なうは難し」の点があり、従来からその必要性について各方面から指摘を受けながらも今日までその実現が遅れていたわけですが、当面事実の報道ということに編集の方針をしばって発行していくこととなっております。

月曜会について

大学の改革問題に関連して、さる3月26日に、総長の提案により月曜会が発足した。会のあり方、運営方針等については、第1回および第2回会合で総長の提案をもとに出席者全員により討議された。これによると、この会は、各部局で当面し、または議論している問題を出しあい、相互に問題解決の資に供するとともに、このような情報交換を通じて共通の認識のうえに立って大学問題を考え、必要に応じて総長に問題提起を行なっていく会である。したがって、この会は、大学の決定機関ではなく、また総長の諮問機関でもない。その

意味で従来の評議会や部局長会議と全く異なる新しい役割をもった会である。この会で提起された問題は、事情に応じて評議会や部局長会議に諮って特別の委員会などを設けて調査研究する等の方法が講ぜられることになっている。

会の構成は、各部局長から推薦された教官2名以内からなる。会員は、部局を代表するものではなく、部局における大学問題に精通している者との条件で選ばれたものである。司会は、当分の間、会員の交代制として運用されている。例会は、毎週月曜日午後5時から7時までとし、現在まで9回の例会がもたれたが、そこで話し合われたことは、大略次のとおりである。

第1回(3.26) 司会 総長

総長の提案をもとに会の性格、出席資格等について討議。なお、次回において引き続きこの問題を討議することに決定。

第2回(3.28) 司会 総長

前回に引き続き会の性格、出席資格等について討議。これらについて本文記載のとおり了解。

第3回(3.31) 司会 総長

会員が出そろうまで総長の司会で会を続けることを了承。教育、法、経済、理、医、薬、工、農の各学部から現在の問題状況を報告。

第4回(4.7) 司会 田畑会員

前回に引き続き文学部、教養部ならびに基礎物理学および数理解析の両研究所を除く各附置研究所から現在の問題状況を報告。

第5回(4.14) 司会 総長

前回に引き続き数理解析研究所から現在の問題状況を報告。そのあと目下の重要課題である学生の地位、参加の方式ならびにその前提としての大学の理念について意見交換。

第6回(4.21) 司会 森口会員

前回に引き続き大学の理念から話し合いが始められたが、これについては早急な結論は得られないことから、大学の理念を課題としつつ、まず部局で当面する学生参加、教授会の公開等から議論が進められ、あわせて授業の実施状況を中心として情報交換。

第7回(4.28) 司会 服部会員

教授会公開の問題について意見交換。

第8回(5.6) 司会 磯村会員

前回に引き続き教授会公開の問題について意見交換。あわせて運営委員会および全体会議などの構想について話し合い、学生、職員の参加の問題を検討。

第9回(5.12) 司会 平井会員

今後の会のあり方、会議の進め方について意見交換。なお、次回においてさらにこれを整理して討議すると共に決定。(事務局)

学部奨学生の育英会奨学金について

(学生部厚生課から次の掲示が出された。)

本年4月分からの日本育英会奨学金の交付に関

し、例年どおり昭和43年度学業成績の報告を提出することになっておりますが、特に本年は4月分からの奨学金の交付を一時保留する等の措置につき日本育英会から通知がきております。(別紙「育英」記事参照のこと。)

については、本学としては部局長会議において下記のとおり取り扱いの方針が決定されたのでお知らせします。

記

1. 昭和44年3月末日現在において昭和43年度学業成績判定可能な有資格学生に対しては、日本育英会と折衝中であるので、5月中に奨学金を交付できる見込である。
2. 昭和44年6月末日までに昭和43年度学業成績を日本育英会に提出できる見込の有資格学生に対しては、その見込のたった時期に希望により奨学金(4, 5, 6月分)相当額の半額を大学が貸与する計画である。

昭和44年5月14日

厚生課

文学部の状況

1. 文学部は3月14日以来本館と東館の封鎖がL共闘の学生によってなされている。その間の事情については、1969年3月11日付の長尾部長所信や、3月17日付文学部弘報第1号を参照されたい。
2. 文学部教授会は諸種の委員会をつくり、新しい大学のイメージを追求しながら、改革のための準備としての種々の案を検討している。
3. 4月9日、10日に実施した大学院修士課程の入学試験に際して、一部トラブルがあったが、その間の事情については、近く発刊される文学部弘報第2号に詳報する。

大学問題に対する法学部のとりくみ

学園改革の問題は、法学部においては、主として運営協議会問題として2月以来問題が提起され、院生・学生との討論がつづけられ、休暇中もつづけられて今日に至っている。しかし、主として協議事項中に大学自治の防衛に関する事項を含めるか否か、またいわゆる大学自治の侵害とは何

ぞやという点において教官学生間の意見の一致を見ず、いまだ準備会の設置にまでいたっていない。しかし、院生・学生側でも教官側でもその後引きつづき熱心な討議がつづけられ、いわゆる団交等を通じて両者の話し合いが進められてきている。

教官側の努力についていえば、1月末以来学部においては総長の全学的呼びかけに応じ、大学問題検討法学部全員委員会を設け、大学問題についての研究をかさね、教官全員が参加する態勢をとり、さらにその内部で問題整理のための小委員会を設け、今日まで10回近くの大委員会と20回に及ぶ小委員会の会合をもち、教官各自の知識を深め意見の交換を行なっている。そして最近では委員会を、学部意見決定方式、大学の管理運営と学部自治というような事項別の研究グループに分ち、細目にわたる研究にはいりつつある。

経済学部の制度改革

戦後、教授・助教授・専任講師の全員を平等な資格の構成員とする、教官協議会がつくられ、学位審査を除くすべての教授会の審議事項を実質上、教官協議会に移し、教授会はそこでの審議を尊重して決定することになった。この方式は、すでに20年以上の歴史をもっている。今般の制度改革については、教官協議会の内部に、学部問題教官懇談会を、今年1月末に発足させ、ここで改革の問題と提案を検討し、教官協議会に上程して審議している。学部長らは、それを基礎にして、学部学生自治会、院生協議会、職組支部との交渉に臨み、諸要求の摂取を計っている。5月12日「団交」までの結果つぎのとおり。

1. 学部長選挙権の拡大学部問題教官懇談会案として、教官協議会で3名の学部長候補者を選出、その3名について、全構成員の各階層別の推薦投票をし、その結果を尊重して教官協議会が決定する、という案を提示、各階層で検討することになった。
2. 学部経理の公開42、43年度の学部経理の決算を公開し、45年度の概算要求の方針を説明した。
3. 図書委員会には、従来、院生が加わってい

たが、学生・職員をも加える。

4. 教務委員会に、カリキュラム編成に関して、院生、学生、職員を加える方向で検討中。

なお、参考資料としてさきに出した学部長の所信表明を掲げる。

所 信 表 明

大学紛争の解決には、基本的に対立する二つの態度——外部からの「大学の自治」への干渉と、大学みずからの手による「大学の自治」の拡充がある。

政府は、最近、暴力をとともなり大学紛争を理由にして、大学の人事・運営に介入し、財政を統制し（予算の留保・削減、奨学資金の留保・停止など）、大学への警官の立入りを容易にする（次官通達）など、「大学の自治」を制限し大学への介入を強化することによって、大学紛争を解決しようとしている。

政府は、暴力行為を機会に、大学をますますその政治的統制のもとにおこうとしている。もとよりわたしは暴力を許すものでないが、この政府の方針は教育の政治的中立性を保証する「大学の自治」をおかすばかりでなく、かえって大学紛争を激化するおそれが多い。わたしはこうした政府による「大学の自治」への介入強化に反対せざるをえない。

大学紛争が現在のように拡大・長期化した理由の一つは、旧来の「大学の自治」が陳腐化して厩大化した学生層・研究者層・職員層の動向をくみあげることができないほど老化したにもかかわらず、大学自身が体質改善を怠り、政府がかえってその機会をあたえなかったことである。大学自身も、この機会に深い反省のうえにたって、ふるい「大学の自治」を構成諸層の動向を十分に吸収できる新しい「大学の自治」に変革する以外に今回の大学紛争を根本的に解決できる道はない。

わたしはなんどもこの方針をあきらかにし、諸君とともにこの道をきりひらきつつある。政府は大学自身の手による「大学の自治」の拡充をさまたげるべきでない。

わたしは「大学の自治」への政府の介入強化

に反対し、大学を構成するすべての階層の手で大学を改革して、大学紛争を解決する決意をここに表明する。

1969年4月28日

京都大学経済学部長
堀 江 英 一

理学部協議会の声明

大学内人事に対する文部省の干渉に抗議する

大学は窮極に於て人類の福祉に貢献する学問の研究教育の場であるが、そのためには時の政治権力などに左右されないように学問思想の自由が保証されておらなければならないことは、従来広く認められてきたところである。かつて政府によって学問思想の自由がふみにじられたが、歴史のなかでながめると、そのような事態はその後の独裁政治とむすびついていたことが明らかとなっている。

学問思想の自由を保証するには、大学内の人事の自由を大学に対し保証することが必須の条件である。ところが現在、九州大学学長事務取扱及び北海道大学教育学部長の人事をめぐる、大学がその公けに認めた方法によって正当に行なわれた人事に対する文部省の干渉が行なわれている。このことは前記の諸点からみて看過し得ないものであり、京都大学理学部協議会は政府に対し強く抗議する。

1969年4月28日

理学部協議会

「警察力と大学」の問題、とくに4月21日付文部次官通達に関する抗議声明

最近、諸大学に発生している各種の紛争はまことに異常であるが、その根源は深く、問題は大学の枠を越えて国の政治姿勢にもかかわるところが大きい。しかるに、去る4月21日の文部次官通達は、その基調において問題の根源に触れることなく、単なる警察力の行使によって現状維持の立場を貫こうとする方向が顕著である。これは、さきに出された中教審の「学生の地位」に関する中間報告においても明らかに認められたところであるが、事態の性質より考えて旧秩序確保の姿勢は、もはや問題解決の方向とはなりえない。

たしかに、現在大学に生起している問題は、大学独自で解決するにはあまりに困難であるかの感を抱かせる。しかし、問題の本質にたち至って考えるとき、たとえ物理的な力によって事態が一時的に收拾されたように見えても、それは問題の根本的解決とはなり得ず、かえって学内の不信を深め、紛争の激化を招く結果となることさえある。これは、すでにいくつかの経験を経てわれわれの認識するところである。

今回の通達においては、学内の事態に対する判断が警察に委ねられているが、これは思想の自由を基盤とし、社会における批判的存在としての役割を果すべき大学の使命を侵害する危険を含むものであり、また現在の事態の中で大学が払っているあらゆる努力を無に帰せしめる結果となるおそれがある。また、「公共安全と秩序の維持」とか「おそれ」にもとずいて「予防排除」を認めるというような表現は極めて曖昧であり、一方的に解釈され、乱用されるおそれがある。

時の政府による警察権の一方的な発動が国民生活の上に重大な桎梏として現われ、国の前途をあやまった歴史的事実はわれわれの忘れえぬところである。現在大学に起っている種々の問題について、それを一方的に大学の自治能力を越えたものと断定して、権力によって解決しようとする方向が出現するならば、これは大学の存立のみならず、ひいては国民全般の生活をおびやかす結果となるであろう。

大学の秩序を維持するにあたって外部よりの力に依存しようとする姿勢は、時を同じくして出された国立大学の財産保全に関して、文部省の直接管理を強める方向を示した訓令、また今国会提出を伝えられる「大学紛争処理に関する二つの臨時措置法案」の内容にもみられるところであるが、これは誤った姿勢であり、われわれはこのような考え方を容認することは出来ない。

以上の観点から、われわれは大学紛争解決についての最近の文部省の方針に強く抗議するとともに、大学当局があくまで自主的な判断に基づいて行動することを要望するものである。

1969年4月28日

理学部協議会

医学部改革への努力

医学部教授会は、従来の教授会では学部の管理、運営は困難になってきた事実を率直に認め、昭和44年1月30日の医学部集会において医学部長は医学部の新機構（仮称協議会）設置のための準備会への参加を全構成員に呼びかけた。その後、教授会における、また教授会と他層との会談における討論の結果を4月18日の時点において総括し、下記の声明を発表し、教授会の姿勢を明らかにするとともに教授層としての新機構の案を検討中である。

声 明

現在の紛争の主たる原因が医局講座制と職階制による支配機構を維持してきた教授会の責任であることを深く反省し医学部の改革に努力する。

1. 医局講座制を打破する。

とくに複合講座を有する教室においては早急に講座間の壁をとり払いその運営については全教室員の平等参加による新しい組織における決定に従う。

2. 原則として職階制は撤廃すべきものである。

a) 現行法規では各種職名を廃止することはできないが、研究および診療面においては職名による差別は撤廃されるべきである。教授は学生を教育し自ら研究を行なうという教官本来の姿にたちかえりその他の職権は新しい意志決定機構にゆだねる。教授は一教官としてその機構に参加する。

b) 今後新機構発足まで教官任用人事、教官研究費配分（緊急な処置を要するものを除く）を凍結する。学位審査の当面の処理については各層と協議の上これを決定する。（以下略）

薬学部の現状

1. 大学制度については、制度調査会を、教授3名、助教授3名をもって本年2月に発足、毎週1回火曜日に会合を開き、京都大学各学部および旧国立六大学薬学部の現行制度、特に学部長、評議員の選出法と権限とを中心として検討している。

2. いわゆるカリキュラムについては、すでに昨昭和43年4月以来教務委員会において、まず、学生実習改訂の原案の作製に努力し、昨年12月に学生、院生を含めた実習懇談会にうつして検討を始めたが、円満な話し合いの進展は見られなかった。この件はカリキュラム委員会に引きつぎ、検討することとなっている。

農学部の現況

1. 去る2月20日、農学部教授会は、学部の制度改革に主体的にとりくむ姿勢を明らかにし、学部の意志決定機関として農学部教官会議を設立する案をうち出した。この教官会議は、学部の教授、助教授、講師、助手（未定）によって構成しようとするもので、従来学部教授会がはたしてきた機能を大巾に（目下のところ人事以外のことに関する議決権を）この教官会議に移そうとするものである。さらにこの案をもとにして、3月10日、より具体化された試案が作られた。もちろんこれは制度改革のための叩き台にすぎず、今後この試案に対する十分な検討が望まれている。

2. 3月14日以来、農学部長室が一部の学生によって占拠されているが、器物の損傷はなく、学部事務にも大きな支障はみられない。

3. さきの農学部学生大会において無期限ストライキが決議されており、新年度にはいっても農学部ではまだ正規の授業が行われていない（水産学科を除く）。なお、学生自治会のかかげる要求項目について、学部長事務取扱は、そのつど予備折衝を経て自治会との話し合いに応じてきている。

4. 前農学部長赤藤克己教授は、5月12日未明、急性心不全のため、姫路市の自宅において死去された。赤藤教授は、昭和42年12月より農学部長をつとめておられたが、今年にはいつから激務による疲労が甚だしく、2月14日学部長を辞任、郷里の自宅で療養中であった。

教養部の最近の動き

1. 教養部は、総長がかねてから表明されていた大学改革について、次の文書を総長に提出した。

すみやかに正式の機関を設け、大学構成員の

意見を十分に汲みとり、大学改革に着手されることを要求します。

昭和44年4月24日

京都大学教養部長 山下孝介
京都大学総長 奥田 東殿

なお、前記は、教養部の全教官で構成する教官協議会の決議に基づいて、教授会において決定したものであることを申し添えます。

2. 教養部は、今回の文部次官通達ならびに中教審の答申に関して、次のような意見を総長に具申した。

われわれ教養部教官一同は、本学における紛争が現在なお解決を見るにいたらないことを強く反省し、大学自身において事態の打開を計るべき事を痛感している。しかしながら、解決を急ぐの余り、今回の紛争の由って来るところを見過して、表面的な平静化をのみ求める事は慎まねばならないと考える。このような意味において、教養部教官協議会は、ここに下記のごとき態度を明らかにした。総長の適切なる配慮を煩わしいと思う。

昭和44年5月6日

京都大学教養部長 山下 孝介
京都大学総長 奥田 東殿

記

今回の文部次官通達が、事態解決の手段として、これまでの慣行を無視して警察当局の独自の判断による学内立入を許容するがごとき立場を表明していることは、それがやがて大学における学問の自由の侵害につながる恐れを持つものとして、われわれはこれに反対の意向を表明せざるを得ない。

なおまた、この度の中央教育審議会の答申は、大学の将来について重大な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、その内容には、たとえば教官の思想・研究の自由を拘束し、大学の自主的な判断を不当に制約するがごとき文言を含むなど、多くの疑念を抱かせる点がある。われわれは、かかる答申が提出されたことを、ま

ことに遺憾とするものである。

3 教養部では、現在、予定の時間割による授業にかえて、特別講義、講演、セミナーなどを実施している。

結核胸部疾患研究所における諸問題

1. 無給医会の診療全面無期限ストライキ

胸部研無給医会は去る4月10日より下記要求を掲げて、診療全面にわたって無期限ストライキを行なっている。

(1) 副手規定破棄 (2) 現行大学院廃止 (3) 現行学位制度廃止 (4) 教授会根本的改革 (5) 医局講座制打破

したがって、現在は有給教官のみによって診療が行なわれているが、無給医の診療拒否により、従前どおりの診療研究遂行に当たることは有給医の能力を越えるものであり、止むなく4月11日より外来診療制限（受付時間の30分間短縮）および入院患者数の制限（従来の約8割に減員）を行なっている。

2. 無給医会の対教授会会談

4月19日に上記の会談が行なわれ、下記の件が確認された。

(1) 医局議座制の打破および研究所自治すなわち教授会自治を否定する (2) 胸部研副手（介補）規程を直ちに破棄する (3) 胸部研教授および教授会による有給教官任用人事は凍結する (4) 学位制度に関する医学部教授会団交での確認を尊重する

3. 看護体制の改善について

附属病院に要求されるより高度な、かつ完全に近い看護体制を実現するべく、昭和40年5月24日付の人事院判定の線に近づけるために、院内関係者の間で話し合いが行なわれている。

霊長類研究所の体制確立の動き

本研究所は、発足後1年半の若い研究所で、学生もいないが、研究所のあるべき姿を求めて、活発な意見交換のもとに、明日を築くための体制について構想がねられている。創設の初期にあって

は、教授のみからなる協議員会と、学外有識者を含めた運営委員会が、所長とともに活動し、一般教官の立場はおおむね他動的であったが、漸次人員の充実とともに、自発的に動くようになり、本年3月に、全教官からなる教官会が発足した。4月26日、教官会からの要請が導火線になり、協議員会、運営委員会との、三者合同懇談会が開かれ、その結果、各会代表と所長よりなる、7人の連絡専門員会が生まれ、これを媒介にして意見の

集成を行ないつつ、全体的な体制確立の第一歩がふみ出された。すでにかかなりの準備討論がかわされているので、今後の進展はかなり速やかなものとなろう。しかし問題はひきつづき起こってくるであろうし、当面する大課題としては、共同利用研究所の本質を具現してゆくための、方法や体制を、いかにして見出してゆくかという点にあらう。